

## 1 事業名

所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正

## 2 事業の概要

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等を担保とする融資の廃止に伴い、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されるため、所要の改正を行うものである。

## 3 他自治体の類似する政策等

消防団員等の公務災害補償に係る条例を定めている自治体においては、同様の条例改正が見込まれる。

## 4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

## 5 関係法令、基本計画との整合性

消防組織法、消防法、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律

## 6 事業費及びその財源等

なし

## 7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 27 号 所沢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第 3 条 略

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。

第 3 条 略

2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。